

大店立地法関係届出書別届出事項一覧表

項目	届出項目根拠規定				§5-1⑤				§5-1⑥			
	§5-1①	§5-1②	§5-1③	§5-1④	規則§3-1①	規則§3-1②	規則§3-1③	規則§3-1④	規則§3-2①	規則§3-2②	規則§3-2③	規則§3-2④
	届出	大規模小売店舗の名称及び所在地	設置者・小売業者の氏名・名称・住所	新設をする日	店舗面積の合計	駐車場の位置及び収容台数	駐輪場の位置及び収容台数	荷さばき施設の位置及び面積	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	小売業者の開閉店時刻	駐車場を利用できる時間帯	駐車場の出入口の数及び位置
様式指定根拠 届出根拠 届出書名称												
規則第3条	5条1項	大規模小売店舗届出書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
規則第6条	6条1項	変更届出書 (遅滞なく)	○	○								
規則第7条	6条2項	変更届出書 (あらかじめ)			○	○	○	○	○	○	○	○
規則第9条	6条5項	大規模小売店舗廃止届出書	店舗面積減少の場合は図面を添付									
規則第16条	8条7項	届出事項変更届出書(県意見対応)			○	○	○	○	○	○	○	○
規則第18条	9条4項	届出事項変更届出書(県勧告対応)			○	○	○	○	○	○	○	○
規則第19条	11条3項	承継届出書	事実を証する書類を添付									
規則第20条	附則第5条1項	設置している者の変更事項届出書(附則)	△	△		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

●:新設届出につき全項目必要
 ○:変更する項目のみ届出必要
 ▲△:▲のいずれかを変更する場合、変更事項以外の項目(▲△)も届出が必要

大店立地法関係届出事項別添付書類一覧表

届出項目	届出項目根拠規定				§5-1⑤				§5-1⑥			
	§5-1①	§5-1②	§5-1③	§5-1④	規則§3-1①	規則§3-1②	規則§3-1③	規則§3-1④	規則§3-2①	規則§3-2②	規則§3-2③	規則§3-2④
	届出項目	大規模小売店舗の名称及び所在地	設置者・小売業者の氏名・名称・住所	新設をする日	店舗面積の合計	駐車場の位置及び収容台数	駐輪場の位置及び収容台数	荷さばき施設の位置及び面積	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	小売業者の開閉店時刻	駐車場を利用できる時間帯	駐車場の出入口の数及び位置
添付資料名称等												
届出事項付帯図面	図面名称											
	駐車場の位置				●					●	●	
	駐輪場の位置					●						
	荷さばき施設の位置図						●					●
	廃棄物保管施設の位置図							●				
届出参考資料	資料名称											
	建物所在地の地籍図	●										
	関係法令調整状況書	新設等必要な場合に限る										
	住居表示に関する通知書	●	●									
規則指定添付資料	資料名称											
規則4-①	法人登記事項証明書、個人住民票の写し		●									
規則4-②	主として販売する物品の種類		●		●							
規則4-③	建物の位置・店舗部分の配置を示す図面				●							
規則4-④	自転車の台数等の予測の結果及び算出根拠				●	●						
規則4-⑤	方向別台数の予測等出入口の数及び位置に関する事項				●	●					●	
規則4-⑥	自動車を駐車場に案内する経路及び方法				◎	●					●	
規則4-⑦	荷さばきを行う自動車の台数及び荷さばきの時間帯				◎		●		◎			●
規則4-⑧	遮音壁の位置及び高さを示す図面				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
規則4-⑨	冷却塔等の稼働時間帯及び位置を示す図面				◎			◎	●			◎
規則4-⑩	等価騒音レベルの予測及び算出根拠				●	●		●	●	●	●	●
規則4-⑪	夜間の騒音レベルの予測及び算出根拠				●	●		●	●	●	●	●
規則4-⑫	廃棄物等の排出量の予測及び算出根拠				●			●	◎			
その他指針関連資料	具体的に検討した内容に係る説明資料	必要に応じて添付すること										

注 ●:必ず添付する資料 ◎:関連すると考えられる場合に添付する資料

①変更届は、変更事項に係る添付書類のみ必要

②経過措置による届出の場合・変更事項については関連する添付資料が必要。(規則第7条に該当する変更の場合は、確実に変化する事項の資料のみで可)

・その他の事項については添付書類は原則不要であるが、添付が適当と判断される資料は添付すること。